

公益社団法人 砂防学会砂防技術推進機構運営規程

(総則)

第1条 砂防学会技術推進機構（以下「機構」という）の組織及び運営に関しては、（公社）砂防学会定款、（公社）砂防学会業務規程に定めるほか、この規程に定めるところによる。

(企画・運営委員会)

第2条 企画・運営委員会は以下の事項を審議する。

- (1) 機構の企画及び運営に関すること
- (2) 機構の各部門の連絡調整に関すること
- (3) 機構関連業務の理事会への提案及び報告に関すること
- (4) 外部資金等による事業に係る事項に関すること

2. 企画・運営委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

3. 企画・運営委員会は、委員の過半数が出席しなければこれを開き決議することができない。

(試験委員会)

第3条 試験委員会は、試験事務に関する基本的事項、実施運営および試験問題の作成、採点、合否判定等に関する業務を行う。

2. 試験委員会に試験運営小委員会及び試験判定小委員会を置くことができる。

3. 前項のほか、試験委員会に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(教育委員会)

第4条 教育委員会は、砂防・急傾斜管理技術者資格登録規程第9条第1項の砂防・急傾斜管理技術者技術講習（以下「更新講習」という。）、砂防技術者教育及びテキスト作成並びにCPD（Continuing Professional Development）付与等に関する業務を行う。

2. 機構長は、正会員の中から砂防技術に関する学識経験を有する者を教育委員会の長に選考し、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

3. 教育委員会の委員は、機構長が選考し、会長が委嘱する。

4. 教育委員会に更新講習小委員会、技術者教育小委員会、テキスト作成小委員会、CPD付与検討小委員会を置くことができる。

5. 前項の各小委員会の委員および委員長は、正会員の中から教育委員会が選任し、

会長が委嘱する。

(登録部門)

- 第5条 登録部門は、砂防・急傾斜管理技術者試験合格者の登録、登録者名簿の管理、試験・登録に関する帳簿および書類の保存等に関する業務を行う。
2. 機構長は、正会員の中から砂防技術に関する学識経験を有する者を登録部門の長に選考し、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
 3. 登録部門の構成員は、正会員の中から機構長が選考し、会長が委嘱する。
 4. 前項のほか、登録部門に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(機構事務局)

- 第6条 機構事務局は、機構の会計管理と庶務を行う。
2. 機構事務局の長は定款第47条に定めるこの法人の事務局長が兼ねることができる。
 3. 機構事務局の職員は、この法人の事務局職員が兼ねることができる。

(会計)

第7条 機構の会計は、(公社)砂防学会経理規程による。

(旅費)

第8条 会員及び職員が機構の業務の為に国内及び外国に旅行をする場合の旅費の支給は(公社)砂防学会旅費支給規程による。

(規程の変更)

第9条 この規程の変更は、企画・運営委員会で審議のうえ、理事会において行う。

附則 この規程は平成28年5月18日から施行する。

附則 この規程は平成28年8月3日から施行する。

附則 この規程は平成28年10月27日から施行する。